明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○検疫法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省三二）　一
〔官庁報告〕
官庁事項
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更に関する公示（新型コロナウイルス感染症対策本部）　一

省令

○厚生労働省令第三十二号

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和三年法律第五号）の施行に伴い、並びに検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第十六条の二第一項及び第二項の規定に基づき、検疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年二月十二日

厚生労働大臣　田村　憲久

検疫法施行規則の一部を改正する省令

検疫法施行規則（昭和二十六年厚生省令第五十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（感染を防止するための報告又は協力） **第四条の三**　検疫所長は、法第十六条の二第一項又は第二項の規定により報告又は協力を求める場合には、書面その他の検疫所長が適当と認める方法により行うものとする。ただし、当該書面その他の検疫所長が適当と認める方法によらず当該報告又は協力を求める必要がある場合は、この限りでない。	（新設）

附　則

この省令は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和三年法律第五号）の施行の日（令和三年二月十三日）から施行する。